

【A大学（相手国）から履修を始める学生の場合】

	1年次	2年次	3年次	4年次
A大学 (相手国)	共通の課程 ※この間、各学科に進む学生 の特定は不可	a 学科		
		b 学科〔国際連携〇〇学科（JD）〕		
		c 学科		

①入学

② b 学科に進んだ学生が転入学  
(同時に A 大学にも在籍)

【転入学とともに以下の措置が必要】

- ※1 A 大学での 1 年間を B 大学の修業年限に通算
- ※2 A 大学での単位を既修得単位として B 大学において認定（現行制度では不可）

✓ 左記のようなケースにおいて JD が成立するよう、**大学設置基準等**の規定（既修得単位の認定）を**改正**。

✓ 適用に当たっては、左記のような**特例的なケースに限定**し、抑制的に運用する。

B 大学  
(我が国)

国際連携 〇 〇 学 科

(在籍関係)

A 大学のみ在籍

A 大学及び B 大学に在籍